

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

2025 年 2 月 10 日

株式会社トゥエンティーフォーセブン

2025 年 2 月 10 日

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示書類)

東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
株式会社トゥエンティーフォーセブン
代表取締役社長 松木 大輔

株式会社トゥエンティーフォーセブン（以下「当社」といいます。）及び株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 1 月 27 日付吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社として、当社のパーソナルトレーニング事業に関して有する権利義務を、2025 年 6 月 1 日を効力発生日として、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うこととしました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別紙 1 の吸収分割契約書のとおりです。

2 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

承継会社は、当社に対し、本吸収分割に際し、前項の「吸収分割契約書」に基づき承継する権利義務の対価を支払いませんが、当社は承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、かかる内容は相当であると判断いたしました。

3 会社法第 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

（第三者割当増資による新株式の発行）

当社は、2024年11月11日付の取締役会決議において、2024年11月28日から2024年12月6日までを払込期日とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議していましたが、2024年12月2日から2024年12月4日までの間にその払込が完了した結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ72,467千円増加しております。

なお、当事業年度末時点でNOVAホールディングス株式会社より払込が確認されていた179,985千円については、資本金及び資本準備金にそれぞれ89,992千円計上しております。

本増資の概要は次のとおりであります。

(1) 募集の方法	第三者割当
(2) 発行する株式の種類および数 ※ 1	普通株式 1,922,600株
(3) 発行価額	1株につき、金169円
(4) 資本組入額	1株につき、金84.5円
(5) 発行価額の総額 ※ 1	324,919千円
(6) 資本組入額の総額 ※ 1	162,459千円
(7) 割当先	NOVAホールディングス株式会社 1,065,000株

	株式会社岩谷企画 414,200株 株式会社ブレインズネットワーク 118,300株 株式会社ジー・コミュニケーション 71,000株 神田 有宏 59,100株 山口 益広 59,100株 高山 照夫 88,700株 高山 秀美 29,500株 杉本 英雄 17,700株
(8) 払込期日	2024年11月28日から2024年12月6日まで
(9) 資金の使途	新サービス体系の確立、新サービス体系での出店 および既存の不採算店舗の退店費用、業務効率化 及び固定費削減を目的とした本店移転費用に活 用するとともに、これらの取り組みを進める中 での不測の費用に備えるため、一部を手元流動性資 金に充てることを予定しています。

※1 当事業年度後の払込に関する発行株式数、発行価額、資本組入額は、それぞれ857,600株、144,934千円、72,467千円となっております。

- 7 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社

当社の2024年11月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1,026,747千円及び878,935千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割によって、当社が承継会社に対して承継させる予定の資産及び負債の2024年11月30日現在における帳簿価額は、それぞれ848,421千円及び848,421千円であります。

また、2024年11月30日から現在に至るまで、当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

さらに、本吸収分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、当社は、本吸収分割後において当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社

承継会社の成立の日（2025年1月17日）時点の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ10,000千円及び0円であります。当社の2024年11月30日現在の貸借対照表において、承継会社が当社から承継する資産及び負債の帳簿価額は上記(1)に記載のとおりであり、本吸収分割後に見込まれる承継会社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、2025年1月17日から現在に至るまで、承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれる承継会社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

以上より、本吸収分割後において承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

8 上記1から7に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項

上記1から7に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することとします。

以 上

別紙 1 吸収分割契約書



吸収分割契約書

株式会社トゥエンティーフォーセブン（東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号。以下「甲」という。）及び株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社（東京都品川区東品川二丁目 3 番 12 号。以下「乙」という。）は、甲が営むパーソナルトレーニング事業（以下「本承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、第 6 条に定める効力発生日において、吸収分割の方法により、本承継対象事業に関して有する第 3 条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （吸収分割をする当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

甲：商号 株式会社トゥエンティーフォーセブン
住所 東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号

(2) 吸収分割承継会社

乙：商号 株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社
住所 東京都品川区東品川二丁目 3 番 12 号

第3条 （本吸収分割により承継する権利義務）

1. 本吸収分割により、乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本承継対象事業に関して甲が効力発生日において有する、別紙「承継権利義務等明細」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）とする。但し、その承継につき関係官庁、共有者その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件とする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、重量的債務引受の方法による。但し、承継される債務について甲が履行その他の負担をした場合、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第4条 （本吸収分割に際して交付する金銭等およびその割当）

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第5条 （資本金及び準備金の額に関する事項）

乙は、本吸収分割において資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条 （効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年6月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第7条 （吸収分割の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、同法第795条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本吸収分割を行う。

第8条 （競業禁止義務）

別途の合意が存しない限り、甲は、本承継対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条 （会社財産の管理等）

甲は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって本承継対象事業にかかる業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意のうえ、これを行う。

第10条 （分割条件の変更および分割契約の解除）

1. 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本効力発生日の前日までに、国内外の監督官庁その他の司法・行政機関から本吸収分割を適法に行うために必要な許認可等が取得されない場合（当該許認可等の前提条件を満たすことができない場合を含む。）、本契約は効力を失う。

第11条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議のうえこれを定める

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年1月27日

甲 東京都港区愛宕二丁目5番1号
株式会社トゥエンティフォーセブン
代表取締役社長 松木 大輔



乙 東京都品川区東品川二丁目3番12号
株式会社トゥエンティフォーセブン設立準備会
代表取締役 松木 大輔



承継権利義務明細

甲から乙への本吸収分割によって承継する権利義務は、本吸収分割の効力発生日の直前時における、以下に記載する権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意したものを除外すること、及び、以下に定める権利義務に付帯関連するものであって甲及び乙が別途合意したものを追加することを妨げない。

1. 本承継対象事業に属する資産

(1) 流動資産

本承継対象事業に属する現金、預金、売掛金その他の流動資産（但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

(2) 固定資産

本承継対象事業に属する建物、工具、器具及び備品その他の固定資産（但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

2. 本件承継対象事業に属する負債

本承継対象事業に属する買掛金、未払金、前受金その他の負債（但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

3. 本承継対象事業に属する契約上の地位（雇用契約以外）

本承継対象事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務（但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

4. 本承継対象事業に属する雇用契約

本吸収分割の効力発生の直前において甲が締結している本承継対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務（但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

5. 本承継対象事業に属する許認可等

本承継対象事業に関する許可、認可、登録、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継が可能なもの。但し、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以 上



別紙 2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社は、2025 年 1 月 17 日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりであります。

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)		負債合計	—
現金及び預金	10,000	純資産の部	
		科目	金額
		(株主資本)	
		資本金	10,000
		純資産合計	10,000
資産合計	10,000	負債・純資産合計	10,000